

次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

ア 給与条例第10条の5の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなる職員

イ 改正前給与条例第10条の5の規定を適用するとしたならば同条第1項第1号に該当しないこととなる職員

(2) 施行日の前日において改正前給与条例第10条の5第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第1項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員

(3) 改正条例附則第3条第1項に規定する旧手当額が1,500円以下となる職員

(4) 前各号に掲げる職員に準ずる職員として人事委員会が定める職員
(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

第3条 改正条例附則第3条第1項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第10条の5第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

(1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第3条の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第3号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額

(2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額

(3) 施行日の前日において改正前給与条例第10条の5第1項各号のいずれにも該当していた場合 人事委員会と協議して定める額
(確認及び決定)

第4条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、施行日の前日に改正前給与条例第10条の5の規定により支給されていた住居手当に係る事実（令和2年3月2日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を住居手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第265号）第6条第2項に規定する様式その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正条例附則第3条第1項の職員たる要件を具備する場合は、施行日にお

いて支給すべき同条の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第5条 改正条例附則第3条の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同条第1項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

(住居手当に関する規則の準用)

第6条 住居手当に関する規則第5条から第9条まで（第8条第1項を除く。）の規定は、改正条例附則第3条の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、同規則第5条第1項中「新たに条例第10条の5第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年富山県条例第53号）附則第3条の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同規則第6条第1項中「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第2項中「前項」とあるのは「令和元年改正条例附則第3条の規定による住居手当に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第10号）第4条又は前項」と、同規則第8条第2項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第3条の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月18日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第11号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第265号）の一部を次のように改正する。

第4条中「9,000円」を「12,000円」に改める。

第5条第1項中「任命権者」の後に「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を加える。

第12条を次のように改める。

（令和3年4月1日における届出の特例）

第12条 令和3年3月31日において富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年富山県条例第53号）附則第3条の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第10条の5第1項各号に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第5条第1項の規定により行われた届出（令和元年改正条例附則第3条の規定による住居手当に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第10号）第6条において準用する第5条第1項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月18日

富山県人事委員会

委員 長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第12号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 267号）の一部を次のように改正する。

別表中

南砺市立福光南部小学校	南砺市小坂708
黒部市立宇奈月中学校	黒部市宇奈月町下立825

を

南砺市立福光南部小学校	南砺市小坂708
-------------	----------

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

